

埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るとともに災害時のレジリエンス機能を強化するため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、外部給電器又はV2H充放電設備を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車（EV）

搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

(2) プラグインハイブリッド自動車（PHV）

電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。

(3) 外部給電器

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）に搭載された電池に充電された電気を取り出し、電気自動車等の外部へ給電する機能を有する機器（V2H充放電設備を除く。）をいう。

(4) V2H充放電設備

電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等への充電を行う装置で電気自動車等と住宅とで電力を相互に供給する設備をいう。

(5) CEV補助金

国が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する電気自動車等、外部給電器又はV2H充放電設備の購入に関する補助事業において交付される補助金をいう。

(6) リース契約

契約の名称にかかわらず、電気自動車等の貸主が、借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両の使用収益する権利を与え、借主は、使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

(7) リース事業者

前号に規定するリース契約に基づき、電気自動車等を借主に貸し渡すことを業とする者をいう。

(8) 太陽光発電設備

太陽光エネルギーを電気エネルギーに変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）、その他これらに付随する設備で構成されるもので、V2H充放電設備と一体的に使用するものであり、発電した電力を全量売電していないことを補助金申請時に誓約しているものをいう。

(補助申請が可能となる者)

第3条 この要綱に基づき補助申請を行うことができる者は、次に掲げる者であって、税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者及び公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者とする。

(1) 電気自動車等を補助申請できる者

ア 個人（県内に在住する個人に限る。以下において同じ。）、個人事業主（県内に事務所又は事業所を有する個人をいう。以下において同じ。）又は法人（国及び法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人を除く。また、県内に事務所又は事業所を有する法人に限る。以下において同じ。）のうち、補助対象の電気自動車等を新たに導入する者

イ アに対してリースするために補助対象の電気自動車等を新たに導入するリース事業者（ただし、リース料総額に補助金相当額分の減額が反映されることを要件とする。）

ウ 補助の対象となる電気自動車等は、別表1に定める要件を満たすものとする。

(2) 外部給電器を補助申請できる者

ア 補助対象の外部給電器を新たに導入する個人事業主又は法人

イ 補助の対象となる外部給電器は、別表1に定める要件を満たすものとする。

(3) V2H充放電設備を補助申請できる者

ア 個人のうち、以下のいずれにも該当する者

(ア) 電気自動車等を保有（予定を含む。）

(イ) 太陽光発電設備を設置（予定を含む。）

イ 補助の対象となるV2H充放電設備は、別表1に定める要件を満たすものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表1に定めるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

(補助金の額)

第5条 県が交付する補助金の額は、別表2に定める方法で算出した金額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定により、交付申請書（様式第1号、様式第2号又は様式第3号）に別表3に掲げる書類を添えて、知

事が別に定める期限までに提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書(様式第4号)により、不交付を決定したときは、不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 交付の決定後に申請を取下げようとする場合は取下書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して20日を経過した日までとする。

3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の着手日及び完了日)

第9条 規則第7条に規定する交付決定通知書を知事から通知された者(以下「補助対象者」という。)は、同条に規定する交付決定通知書を受けた後に補助事業に着手するとともに、補助事業を誠実に実施しなければならない。

2 補助事業の着手日及び補助事業の完了日は、別表4のとおりとする。

(交付の条件)

第10条 規則第6条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

2 知事は前項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

(内容変更及び中止の申請)

第11条 前条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書(様式第7号、様式第8号又は様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、変更が適当であると認めるときは、変更承認通知書(様式第10号)により、適当であると認めなかったときは、変更不承認通知書により通知する。ただし、変更が適当であると認められた場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

3 前条第1項第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、中止承認申請書(様式第11号、様式第12号又は様式第13号)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し

た上で、中止が適当であると認めるときは、中止承認決定通知書（様式第14号）により、適当であると認めなかったときは、中止不承認決定通知書（様式第15号）により通知する。

（交付決定の取消し）

第12条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定に基づく本補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

- （1）虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- （2）交付決定の内容又は目的に反して本補助金を使用したとき。
- （3）交付決定前に補助事業に着手したとき。
- （4）知事が別に定める日までに、第15条第1項に定める実績報告書を提出しなかったとき。
- （5）本事業に係る知事の指示に従わなかったとき。
- （6）補助対象者（法人又はリース事業者にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- （7）その他本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 知事は、前条の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、補助対象者にその返還を命ずることができるものとする。

（加算金及び延滞金）

第14条 補助対象者は、第12条の規定に基づく補助金の交付決定の取消しにより前条の規定による補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。
- 3 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。

(実績報告)

第15条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定により、実績報告書（様式第16号、様式第17号又は様式第18号）に別表5に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、補助事業完了の翌日以後、60日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金交付額の確定)

第16条 知事は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、交付額確定通知書（様式第19号）により補助対象者に対し通知するものとする。なお、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(書類の整備等)

第17条 補助対象者は、補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 規則第19条ただし書きの規定による知事が定める期間及び同条第2号の規定による知事が定める財産の種類は、別表6に定めるとおりとする。

2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供する場合（以下「処分」という。）は、補助対象者は、あらかじめ財産処分等承認申請書（様式第20号、様式第21号又は第22号）により処分の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、財産処分が適当であると認めたときは、財産処分等承認通知書（様式第23号）により、適当であると認めなかったときは、財産処分等不承認通知書（様式第24号）により通知する。

4 知事は、前項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

5 補助対象者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(届出事項)

第19条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 個人又は個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 個人事業主にあつては、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地又は氏名を変更したとき。
- (3) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。
- (4) 補助対象車両の使用者の住所を変更したとき。
- (5) 補助対象車両の使用の本拠の位置を変更したとき。

(立入調査等)

第20条 知事は、必要と認められるときは補助対象者に対して補助事業に関し報告を求め、補助対象者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

- 2 補助対象者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第21条 補助対象者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。また、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(県等への協力事項)

第22条 補助対象者は、補助事業により取得した電気自動車等の所有に関する情報について、市町村から県に情報提供の要請があつた場合には、県が情報提供することを了承しなければならない。また、埼玉県内において災害時等に、自治体等から取得した電気自動車等の貸与等の要請があつた場合には、可能な範囲で協力するよう努めなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業により取得した外部給電器の所有に関する情報について、市町村から県に情報提供の要請があつた場合には、県が情報提供することを了承しなければならない。また、埼玉県内において災害時等に、自治体等から、取得した外部給電器の貸与等の要請があつた場合には、可能な範囲で協力するよう努めなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度までに申請した補助事業にあつては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条、第4条関係）

| 対象の種類 | 要件 | 補助対象経費 |
|--------|--|---------------------|
| 電気自動車等 | <p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 申請者（補助事業者）が補助対象車両の購入者であり、当該車両の自動車検査証に記載される所有者及び使用者となる者であること。ただし、所有権留保条項付売買契約（割賦販売において、自動車販売業者、ローン会社等が自動車検査証に記載される所有者となるものをいう。）により補助対象車両を導入する場合には、当該車両の使用者となる者であること。また、車両をリース契約により導入する場合は、リース事業者が申請者となり申請を行い、当該車両の所有者となる者であること。</p> <p>(2) C E V補助金の交付の対象となる車両であって、外部給電器又はV 2 H充放電設備を経由して給電できる機能を有しているものであること。</p> <p>(3) 交付決定後に初度登録される車両であること。</p> <p>(4) 自動車検査証の燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」であること。</p> <p>(5) 自動車検査証の使用の本拠の位置が埼玉県内であり、住民票・現在事項又は履歴事項証明書住所（リース契約の場合は貸与先の住所）と同じであること。</p> <p>(6) 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること。</p> <p>(7) 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。</p> <p>(8) 補助対象の電気自動車等の製造者が自ら使用する車両でないこと。</p> | 電気自動車等の車両本体の購入に係る経費 |

| | | |
|--------------|--|-------------------------|
| <p>外部給電器</p> | <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 申請者は補助対象の外部給電器の所有者となる者であること。</p> <p>(2) C E V補助金の交付対象の外部給電器であること。</p> <p>(3) 交付決定後に発注された外部給電器（中古品を除く）であること。</p> <p>(4) 次の要件に全て適合する電気自動車等を所有又は使用する権利を有すること（所有又は使用する権利を有する予定を含む）。</p> <p>ア 自動車検査証に記載される所有者（予定を含む）が外部給電器の所有者と一致すること。ただし、所有権留保条項付売買契約又はリース車両の場合にあっては、当該車両の使用者（予定を含む）と外部給電器の所有者が一致すること。</p> <p>イ C E V補助金の交付の対象（過去に対象であった場合を含む）となる車両であって、外部給電器を経由して給電できる機能を有しているものであること。</p> <p>ウ 自動車検査証における燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」と記載されているものであること。また、使用の本拠の位置が埼玉県内であること。</p> <p>エ 自動車検査証における使用の本拠の位置が現在事項又は履歴事項証明書の住所と同じであること。</p> | <p>外部給電器の本体の購入に係る経費</p> |
|--------------|--|-------------------------|

| | | |
|--|--|-------------------------------|
| <p style="text-align: center;">V 2 H 充放電設備</p> | <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 申請者は補助対象のV 2 H充放電設備の所有者となる者であること。</p> <p>(2) C E V補助金の交付対象のV 2 H充放電設備であること。</p> <p>(3) 交付決定後に発注されたV 2 H充放電設備（中古品を除く）であること。</p> <p>(4) 補助対象設備を導入する住宅に設置（予定を含む）された太陽光発電設備及び申請者が所有又は使用する権利を有する（予定を含む）電気自動車等と一体的に使用するものであること。</p> <p>(5) V 2 H充放電設備の設置予定場所及び太陽光発電設備の設置（予定を含む）場所が住民票の住所と同じであること。</p> <p>(6) 申請者が所有又は使用する権利を有する（予定を含む）電気自動車等が次の要件に全て適合すること。</p> <p>ア 電気自動車等の自動車検査証に記載される所有者（予定を含む）がV 2 H充放電設備の所有者と一致すること。ただし、所有権留保条項付売買契約又はリース車両の場合にあっては、当該車両の使用者（予定を含む）とV 2 H充放電設備の所有者が一致すること。</p> <p>イ C E V補助金の交付の対象（過去に対象であった場合を含む）となる車両であって、V 2 H充放電設備を経由して住宅への給電機能及び住宅からの充電機能を備えていること。</p> <p>ウ 自動車検査証における燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」と記載されているものであること。</p> <p>エ 自動車検査証における使用の本拠の位置がV 2 H充放電設備の設置場所と同じであること。</p> <p>(7) 補助対象経費が補助金の額以上であること。</p> | <p>V 2 H 充放電設備の本体の購入に係る経費</p> |
|--|--|-------------------------------|

別表 2 (第 5 条関係)

| 対象の種類 | | 補助金の額 (千円未満切捨て) | |
|--------------------|-------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 電気 自動車 | 普通 自動車 | 太陽光発電設備及 びV 2 H充放電設 備の設置あり* | C E V補助金の補助金額の 1 / 2 (上限 4 0 万円) |
| | | 上記以外 | C E V補助金の補助金額の 1 / 3 (上限 2 5 万円) |
| | 小型・ 軽自動車 | 太陽光発電設備及 びV 2 H充放電設 備の設置あり* | C E V補助金の補助金額の 1 / 2 (上限 2 7 . 5 万円) |
| | | 上記以外 | C E V補助金の補助金額の 1 / 3 (上限 1 5 万円) |
| プラグインハイブ リッド自動車 | | 太陽光発電設備及 びV 2 H充放電設 備の設置あり* | C E V補助金の補助金額の 1 / 2 (上限 2 7 . 5 万円) |
| | | 上記以外 | C E V補助金の補助金額の 1 / 3 (上限 1 5 万円) |
| 外部給電器 | | C E V補助金の補助金額の 1 / 2 (上限 2 5 万円) | |
| V 2 H充放電設備 | | 1 5 万円 | |

* 太陽光発電設備、V 2 H充放電設備を新たに設置する場合も含む。また、V 2 H充放電設備の設置 (予定) 場所及び太陽光発電設備の設置 (予定) 場所が住民票・現在事項又は履歴事項証明書の住所 (リース契約の場合は貸与先の住所) と同じであること。

別表 3 (第 6 条関係)

1 電気自動車等

交付申請書の添付書類

- (1) 誓約書 (リース事業者にあつては、当該車両の使用者に係るものを含む。)
- (2) 補助対象車両の注文書、発注書又は売買契約書の写し (車両本体価格 (税抜) 及び車名・グレードが確認できるもの。また、知事が別に定める日の日付以降であるもの。) リース契約にあつては、リース契約書及び車両本体価格が確認できる書類
- (3) 補助対象者の確認書類
 - ・ 個人の場合は住民票 (発行日から 3 か月以内のもの)
 - ・ 個人事業主の場合は住民票 (発行日から 3 か月以内のもの) 及び事務所等の所在地を証する書類
 - ・ 法人及びリース事業者の場合は当該法人に係る現在事項又は履歴事項証明書 (発行日から 3 か月以内のもの)
 - ・ 法人及びリース事業者の場合であつて、登記事項証明書に使用の本拠の位置とする埼玉県内の事務所等の記載がない場合は、当該事務所等の所在地を証する書類
- (4) リース契約にあつては当該車両の使用者の確認書類
 - ・ 個人の場合は住民票 (発行日から 3 か月以内のもの)
 - ・ 個人事業主の場合は住民票 (発行日から 3 か月以内のもの) 及び使用の本拠の位置とする事務所等の所在地を証する書類
 - ・ 法人の場合は当該法人に係る現在事項又は履歴事項証明書 (発行日から 3 か月以内のもの)
 - ・ 法人及びリース事業者の場合であつて、登記事項証明書に使用の本拠の位置とする埼玉県内の事務所等の記載がない場合は、当該事務所等の所在地を証する書類
- (5) リース契約にあつては、貸与料金の算定根拠明細書 (様式第 1 号別紙 1)
- (6) その他知事が必要と認める書類

【太陽光発電設備及びV2H充放電設備の設置ありの場合】

- (7) 太陽光発電設備の設置状況及び設置場所が確認できる次のいずれかの書類
 - ア 既に太陽光発電設備を設置している場合
 - ・ 電力会社が発行した売電価格が確認できる書類
 - ・ 太陽光発電設備の設置に係る契約書の写し又はこれに代わるもの
 - ・ その他太陽光発電設備を設置していることを確認できる書類
 - イ 新たに太陽光発電設備を設置する場合
 - ・ 太陽光発電設備の設置に係る見積書の写し、契約書の写し又はこれに代わるもの
 - ・ その他太陽光発電設備を設置することを確認できる書類

- (8) V 2 H 充放電設備の設置状況及び設置場所が確認できる次のいずれかの書類
- ア 既に V 2 H 充放電設備を設置している場合
 - ・ V 2 H 充放電設備の設置に係る契約書の写し又はこれに代わるもの
 - ・ その他 V 2 H 充放電設備を設置していることを確認できる書類
 - イ 新たに V 2 H 充放電設備を設置する場合
 - ・ V 2 H 充放電設備の設置に係る見積書の写し又はこれに代わるもの
 - ・ その他 V 2 H 充放電設備を設置することを確認できる書類

2 外部給電器

交付申請書の添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 補助対象者宛ての見積書の写し（メーカー名、型式、購入価格（予定価格）が確認できるもの。なお、知事が別に定める日の日付以降であること。）
- (3) ・ 現在事項又は履歴事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの）
 - ・ 登記事項証明書に使用の本拠の位置とする埼玉県内の事務所等の記載がない場合は、事務所等の所在地を証する書類
- (4) 電気自動車等の導入に関する次のいずれかの書類
 - ア 既に電気自動車等を導入している場合
当該電気自動車等の自動車検査証記録事項の写し
 - イ 新たに電気自動車等を導入する場合
当該電気自動車等の注文書、発注書又は売買契約書の写し（車両本体価格（税抜）及び車名・グレードが確認できるもの。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 V2H充放電設備

交付申請書の添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 補助対象者宛ての見積書の写し（メーカー名、型式、購入価格（予定価格）、設置場所の住所が確認できるもの。なお、知事が別に定める日の日付以降であるもの。）
- (3) 住民票（発行日から3か月以内のもの）
- (4) 太陽光発電設備の設置状況及び設置場所が確認できる次のいずれかの書類
 - ア 既に太陽光発電設備を設置している場合
 - ・電力会社が発行した売電価格が確認できる書類
 - ・太陽光発電設備の設置に係る契約書の写し又はこれに代わるもの
 - ・その他太陽光発電設備を設置していることを確認できる書類
 - イ 新たに太陽光発電設備を設置する場合
 - ・太陽光発電設備の設置に係る見積書の写し、契約書の写し又はこれに代わるもの
 - ・その他太陽光発電設備を設置することを確認できる書類
- (5) 電気自動車等の導入に関する次のいずれかの書類
 - ア 既に電気自動車等を導入している場合
当該電気自動車等の自動車検査証記録事項の写し
 - イ 新たに電気自動車等を導入する場合
当該電気自動車等の注文書、発注書又は売買契約書の写し（車両本体価格（税抜）及び車名・グレードが確認できるもの。）
- (6) その他知事が必要と認める書類

別表4（第9条関係）

| 対象の種類 | 着手日・完了日 | 要件 |
|--------|----------|--|
| 電気自動車等 | 補助事業の着手日 | 次に掲げる日のうち、最も早い日とする。 (1) 車両の登録のあった日 (2) 車両の引渡しのあった日 (3) 代金の支払が完了した日 |
| | 補助事業の完了日 | 次に掲げる日のうち、最も遅い日とする。 (1) 車両の登録のあった日 (2) 車両の引渡しのあった日 (3) 代金の支払が完了した日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続きが完了した日 (4) 下取車の価格を購入金額の一部に充当した場合は、当該下取車の引渡しのあった日 (5) 新たに太陽光発電設備を設置した場合、当該設備が設置された日 (6) 新たにV2H充放電設備を設置した場合、当該設備が設置された日 |
| 外部給電器 | 補助事業の着手日 | 外部給電器の発注日 |
| | 補助事業の完了日 | 次に掲げる日のうち、最も遅い日とする。 (1) 外部給電器が納品された日 (2) 代金の支払が完了した日 (3) 電気自動車等を新規で導入した場合は、次に掲げる日のうち、最も遅い日 (a) 車両の登録のあった日 (b) 車両の引渡しのあった日 (c) 代金の支払が完了した日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続きが完了した日 (d) 下取車の価格を購入金額の一部に充当した場合は、当該下取車の引渡しのあった日 |

| 対象の種類 | 着手日・完了日 | 要件 |
|----------------|----------|---|
| V 2 H 充放電設備 | 補助事業の着手日 | V 2 H充放電設備の発注日 |
| | 補助事業の完了日 | <p>次に掲げる日のうち、最も遅い日とする。</p> <p>(1) V 2 H充放電設備が設置された日</p> <p>(2) 代金の支払が完了した日</p> <p>(3) 新たに電気自動車等を導入した場合は、次に掲げる日のうち、最も遅い日</p> <p>(a) 車両の登録のあった日</p> <p>(b) 車両の引渡しのあった日</p> <p>(c) 代金の支払が完了した日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続きが完了した日</p> <p>(d) 下取車の価格を購入金額の一部に充当した場合は、当該下取車の引渡しのあった日</p> <p>(4) 新たに太陽光発電設備を設置した場合、当該設備が設置された日</p> |

別表 5 (第 15 条関係)

1 電気自動車等

実績報告書の添付書類

- (1) 補助金振込先の口座名義人(フリガナ)、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し(補助金振込先は、補助対象者本人名義の口座に限る。)
- (2) 補助対象者と所有者及び使用者(所有権留保条項付売買契約にあっては使用者、リース契約にあっては所有者)が同一である自動車検査証記録事項の写し
- (3) 車両の引渡日を確認できる書類の写し
- (4) 車両本体の購入に係る経費の額を証する書類
- (5) 購入車両の代金の支払いに係る領収書等の写し。割賦販売等においては購入車両の代金の支払いに係る契約書の写し。
- (6) 下取車がある場合は、下取車に関する確認事項(様式第 16 号別紙 1)
- (7) リースにあっては、リース契約書(写し)
- (8) 補助対象車両の仕様等を変更した場合は、様式第 16 号別紙 2 及び変更に係る書類
- (9) その他知事が必要と認める書類

【太陽光発電設備及び V2H 充放電設備の設置ありの場合】

- (10) 太陽光発電設備を新たに設置した場合は、太陽光発電設備の設置を確認できる書類
- (11) V2H 充放電設備を新たに設置した場合は、V2H 充放電設備の設置を確認できる書類

2 外部給電器

実績報告書の添付書類

- (1) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、補助対象者本人名義の口座に限る。）
- (2) 交付決定後に新規に発注された外部給電器であることが確認できる書類の写し
- (3) 外部給電器の引渡日を確認できる書類の写し
- (4) 外部給電器の代金の支払いに係る領収書等の写し
- (5) 外部給電器の仕様等を変更した場合は、様式第16号別紙2及び変更に係る書類
- (6) 新たに電気自動車等を導入した場合は、自動車検査証記録事項の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 V2H充放電設備

実績報告書の添付書類

- (1) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、補助対象者本人名義の口座に限る。）
- (2) 交付決定後に新規に発注されたV2H充放電設備であることが確認できる書類の写し
- (3) V2H充放電設備の設置日を確認できる書類の写し
- (4) V2H充放電設備の代金の支払いに係る領収書等の写し
- (5) V2H充放電設備の仕様等を変更した場合は、様式第16号別紙2及び変更に係る書類
- (6) 太陽光発電設備を新たに設置した場合は、太陽光発電設備の設置が確認できる書類
- (7) 電気自動車等を新たに導入した場合は、自動車検査証記録事項の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

別表6（第18条関係）

（1）電気自動車等

| 財産の種類 | 自家用車両 | 期間 | 貸自動車業用車両 （レンタカー） | 期間 |
|-------|--|----|--|----|
| 乗用車 | 道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの | 4年 | 道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの | 4年 |
| 貨物車 | 道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの | 4年 | 道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの | 4年 |
| | 道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの | | 道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの | 3年 |
| 軽自動車 | 道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（側車付二輪自動車は除く） | 4年 | 道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（側車付二輪自動車は除く） | 3年 |

（2）外部給電器

| 区分 | 処分制限期間 |
|-------|--------|
| 外部給電器 | 3年 |

（3）V2H充放電設備

| 区分 | 処分制限期間 |
|----------|--------|
| V2H充放電設備 | 8年 |

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、個人事業主、法人又はリース事業者をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人又は個人事業主である場合はその者、法人又はリース事業者である場合は役員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。